

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小樽市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小樽市長

公表日

令和7年12月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<p>・介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理、保険料の賦課等を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受付に関する事務(サービス検索・電子申請機能での受領を含む。)</p> <p>②保険料賦課や各種給付に関する事務</p> <p>③保険料の特別徴収に関する事務</p> <p>④被保険者の資格記録管理に関する事務</p> <p>⑤被保険者の給付実績管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p> <p>⑥保険料の徴収、滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p>
③システムの名称	①介護保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム、⑥サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
資格台帳、適用除外者台帳、賦課台帳、受給者台帳、受給減免台帳、給付実績台帳、高額費給付台帳、償還払給付台帳、高額合算台帳、高額合算仮算定台帳、異動連絡票台帳、共同処理異動連絡票台帳、収納管理・滞納整理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表100の項</p> <p>・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表100の項</p> <p>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の131、132の項及び第133条、第144条</p> <p>〈情報提供〉</p> <p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表100の項</p> <p>・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項及び第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保険部 介護保険課、保険収納課
②所属長の役職名	介護保険課長、保険収納課長
6. 他の評価実施機関	
総合政策部 デジタル推進室	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 小樽市総務部総務課情報公開担当 電話0134-32-4111 内線421
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーの真正性の確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守しているため。	

9. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/>
	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じているため。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月28日	I-5②所属長	医療保険部 介護保険課長 柴田 健治、保険収納課長 小林 信夫	医療保険部 介護保険課長 長田 克久、保険収納課長 生瀬 裕司	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成29年5月31日	I-5②所属長	医療保険部 介護保険課長 長田 克久、保険収納課長 生瀬 裕司	医療保険部 介護保険課長 新屋 祐司、保険収納課長 阿達 広司	事後	人事異動に伴う記載の変更のため、重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	I-4②法令上の根拠	<p><情報提供></p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、117の項</p> <p>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条</p>	<p><情報提供></p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項</p> <p>・行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条</p>	事後	精査による。
平成31年3月15日	I-5②所属長の役職名	医療保険部 介護保険課長 新屋 祐司、保険収納課長 阿達 広司	介護保険課長、保険収納課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため重要な変更には当たらない。
平成31年3月15日	IV リスク対策	—	追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため重要な変更には当たらない。
令和2年6月23日	II-1いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。
令和2年6月23日	II-2いつ時点の計数か	平成27年6月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月4日	I-4②法令上の根拠	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条、第55条 	<p>〈情報照会〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の93、94の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 <p>〈情報提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第47条、第55条 	事後	法令改正による。
令和3年11月4日	I-5①部署	医療保険部 介護保険課、保険収納課	福祉保険部 介護保険課、保険収納課	事後	組織改革による。
令和3年11月4日	II-1いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和3年11月4日	II-2いつ時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	I-1②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理、保険料の賦課等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書の受付に関する事務 ②保険料賦課や各種給付に関する事務 ③保険料の特別徴収に関する事務 ④被保険者の資格記録管理に関する事務 ⑤被保険者の給付実績管理に関する事務 ⑥保険料の徴収、滞納管理に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法等に基づき、介護保険の資格管理、保険料の賦課等を行っている。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 <ul style="list-style-type: none"> ①申請書や届出書の受付に関する事務 ②保険料賦課や各種給付に関する事務 ③保険料の特別徴収に関する事務 ④被保険者の資格記録管理に関する事務 ⑤被保険者の給付実績管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) ⑥保険料の徴収、滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。) 	事前	公金受取口座情報を利用するため
令和4年12月27日	II-1いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	時点修正による。
令和4年12月27日	II-2いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年12月1日時点	事後	時点修正による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月30日	I-1②事務の概要	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受付に関する事務 ②保険料賦課や各種給付に関する事務 ③保険料の特別徴収に関する事務 ④被保険者の資格記録管理に関する事務 ⑤被保険者の給付実績管理に関する事務 (公金受取口座に係るものを含む。) ⑥保険料の徴収、滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p>	<p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。</p> <p>①申請書や届出書の受付に関する事務 (サービス検索・電子申請機能での受領を含む。) ②保険料賦課や各種給付に関する事務 ③保険料の特別徴収に関する事務 ④被保険者の資格記録管理に関する事務 ⑤被保険者の給付実績管理に関する事務 (公金受取口座に係るものを含む。) ⑥保険料の徴収、滞納管理に関する事務(公金受取口座に係るものを含む。)</p>	事前	マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能を利用するため
令和5年3月30日	I-1③システムの名称	①介護保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム	①介護保険システム、②滞納整理システム、③収納管理システム、④中間サーバー、⑤統合宛名システム、⑥サービス検索・電子申請機能	事前	マイナポータルぴったりサービスのサービス検索・電子申請機能を利用するため
令和5年3月30日	II-1いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和5年3月30日	II-2いつ時点の計数か	令和4年12月1日時点	令和5年3月1日時点	事後	時点修正による。
令和7年12月23日	I-3法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表第1の68の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p>	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」)第9条第1項 別表100の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第50条</p>	事後	法令上の根拠の更新

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月23日	I-4②法令上の根拠	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の93、94の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46条、第47条 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2の1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2条、第3条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の2、第47条、第55条 	<p><情報照会></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表100の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の131、132の項及び第133条、第144条 <p><情報提供></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表100の項 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項及び第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 	事後	法令上の根拠の更新
令和7年12月23日	I-6他の評価実施機関	総務部デジタル推進室	総合政策部 デジタル推進室	事後	組織改革による。
令和7年12月23日	9規則第9条第2項の適用	新設	適用なし	事後	様式改正による。
令和7年12月23日	II-1いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	時点修正による。
令和7年12月23日	II-2いつ時点の計数か	令和5年3月1日 時点	令和7年12月1日 時点	事後	時点修正による。
令和7年12月23日	IV-8人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	新設	十分である	事後	様式改正による。
令和7年12月23日	IV-8判断の根拠	新設	申請者からマイナンバーの提供を受け、その上でマイナンバーの真正性の確認を行うなど、「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」の留意事項等を遵守しているため。	事後	様式改正による。
令和7年12月23日	IV-11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式改正による。
令和7年12月23日	IV-11当該対策は十分か【再掲】	新設	十分である	事後	様式改正による。
令和7年12月23日	IV-11判断の根拠	新設	対象者、必要な情報の種類、入手方法を踏まえ、「対象者以外の情報」や「必要な情報」以外の入手を防止するための措置をシステム面、人手による作業の面から講じているため。	事後	様式改正による。